

令和3年度 奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設支援補助金 募 集 要 領

1. 趣旨

適切な感染防止対策を促進することで、利用者に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しするため、奈良県内の宿泊施設に対し、感染防止対策事業等に必要な経費を支援します。

2. 補助対象者・補助対象事業

本補助金の対象者及び補助対象事業は、奈良県新型コロナウイルス感染防止対策宿泊施設等支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び別表に定めるものであって、下表のとおりです。※ただし、補助申請は一施設一回限りです。

補助対象者 ※①②いずれも満たすこと	①旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。	
	②「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証」を受けたもの及び認証の取得に取り組むもの	
補助対象事業	イ. 宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業	(イ) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するために実施する設備導入等事業
		(ロ) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するため整備する消耗品購入事業
	ロ. 新たな需要に対応するための取組事業	(イ) 新たな旅のスタイルに対応する取組事業
		(ロ) 国内外の旅行者が快適な旅行に求める受入環境整備事業

「感染拡大予防ガイドライン」とは、内閣府が発している「業種別ガイドライン」のうち、申請事業者が現に準じているガイドラインを指します。

「奈良県が設定する基準」とは、「新型コロナウイルス感染防止のためのチェックリスト」を指します。

「新たな需要」とは、マイクロツーリズム、ワーケーション等新たな旅のスタイル、国内外の旅行者が快適な旅行に求める受入環境（多言語対応、通信環境等）を指します。

3. 補助対象事業の詳細

本補助金の補助対象事業としては、以下のような事業・取組が含まれます。

補助対象事業	区分	事業例
イ. 宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業	(イ) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するために実施する設備導入等事業	【例】パーティション、サーモグラフィカメラ、サーキュレーター、自動手指消毒器の購入・設置、共有設備非接触化（手洗いの自動水栓化等）工事、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等施設内改修工事、換気設備設置・改修工事等
	(ロ) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するために整備する消耗品購入事業	【例】マスク、消毒液の購入、館内備品の使い切り化（使い捨てコップ・スリッパ、ペーパータオルへの入替）等
ロ. 新たな需要に対応するための取組事業	(イ) 新たな旅のスタイルに対応する取組事業	【例】ワーケーション環境を整備するための必要備品の購入やレイアウト変更等の施設内改修、非接触式チェックイン等非接触・非対面システムの導入、マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、団体向け客室の個室化工事等
	(ロ) 国内外の旅行者が快適な旅行を求める受入環境整備事業	【例】客室及び共用部のバリアフリー化（トイレ、浴室、スロープ等）、多言語対応コンテンツの整備、館内WiFi環境整備等

4. 補助対象期間

本補助金の対象となる事業は、下表の期間に実施されたものに限りです。

イ. 宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業	令和2年5月14日～令和3年12月31日
ロ. 新たな需要に対応するための取組事業	令和2年5月14日～令和3年12月31日

なお、「実施された」とは、以下のいずれも満たしている状態です。

- ① 補助対象期間の始まる日以降に、事業への着手（注文、発注、納品、購入）、事業に係る支払いがされている。
- ② 補助対象期間の終わる日までに、事業実績報告がされている。

5. 補助対象経費としてみなす経費

本補助金の対象経費としてみなすことができる経費は、令和2年5月14日以降に支出された経費です。

6. 補助対象経費

(1) 補助の対象となる経費

本補助金の対象経費は、交付要綱第3条及び別表に定める経費であって、詳細は以下のとおりです。※ただし、消費税及び地方消費税は含みません。

イ. 宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業

(イ) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するために実施する設備導入等事業

対象経費	
① 備品購入費	上記事業を実施するための備品を購入、設置する費用
	【例】仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、パーティション、扇風機・サーキュレーター及び CO2 モニター（二酸化炭素濃度計測器）、空気清浄機（ウイルス除去機能付、加湿機能付、サーキュレーター機能付）、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ、キャッシュレス決済専用端末、消毒用薬剤噴霧器
② 工事費	上記事業を実施するための設備を設置、改修する費用 ※ただし、故障・老朽化に対応等するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に係る経費は対象外
	【例】手洗い場設置・改修費、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の施設内改修、共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備）工事、換気設備設置・改修（給気口の増設含む）、換気用窓や網戸の取付け
③ 委託費	上記事業を実施するため、専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用
	【例】専門家による感染症防止策の検証委託、フロアマーカ等利用客への感染防止対策の注意喚起を行う掲示物作成

(ロ) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するため整備する消耗品購入事業

対象経費	
① 消耗品費	上記事業を実施するための消耗品を購入する費用
	【例】マスク、消毒液の購入、館内備品の使い切り化（使い捨てコップ・スリッパ、ペーパータオルへの入替）等

ロ. 新たな需要に対応するための取組事業

対象経費	
① 備品購入費	<p>上記事業を実施するための備品購入、設置する費用</p> <p>【例】ワーケーション環境を整備するための机、椅子、パソコン及びその周辺機器の購入設置費（リース代含む※）、洗濯機、乾燥機等の購入設置費</p> <p>※リース代について・・・補助対象期間に支払いが済んだ部分に限ります。</p>
② 工事費	<p>上記事業を実施するための設備の設置、改修する費用</p> <p>※ただし、故障・老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に係る経費は対象外</p> <p>【例】ワーケーション環境を整備するためのレイアウト変更等の施設内の改修、非接触式チェックイン・キーレスシステムの導入、団体向け客室の個室化工事、客室及び共用部におけるバリアフリー化工事</p>
③ 委託費	<p>上記事業を実施するため、専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用</p> <p>【例】マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発委託費、施設バリアフリー化に向けた専門家の検証委託、サイト多言語化に伴う翻訳委託</p>

(2) 補助の対象とならない経費

補助対象外経費	
① 経常経費	【例】家賃、電話代、インターネット利用料等の通信費他、補助対象者の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む）
② 人件費	【例】給与（パート、アルバイトの賃金含む）、福利厚生費
③ 消耗品費	<p>※新型コロナウイルス感染拡大防止に資するもの以外は不可</p> <p>【例】文房具、事務用品</p>
④ 食糧費	【例】会議、打ち合わせ等でのお弁当やお茶代
⑤ 不動産取得費	【例】土地購入費、補償費
⑥ 施設等維持管理費	【例】施設の日常点検・保守費用、清掃費、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費を含む
⑦ 雑費	【例】振込手数料、各種検査手数料、送料
⑧ その他	補助することが適当でないと判断される経費

(3) 補助対象経費から減じる収入

補助対象経費からは以下の収入を除いてください。

- ① 民間団体等からの補助金、助成金

※なお、本補助金は国及び県の他の補助金との併用はできません。

- ② 本補助金の交付申請時までには交付を受けた市町村補助金
 ③ 補助対象事業の実施により得られた入場料等の収入

7. 補助上限額及び補助率について

補助率：

事業		実施期間	補助率
イ. 宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業	(イ) コロナ対策設備導入・強化事業(消耗品購入除)	R3. 4. 1～	4分の3
		R2. 5. 14～R3. 3. 31	2分の1※
	(ロ) コロナ対策消耗品購入事業	R2. 5. 14～	2分の1※
ロ. 新たな需要に対応するための取組事業		R3. 4. 1～	4分の3
		R2. 5. 14～R3. 3. 31	2分の1※

※補助率2分の1の事業については、交付申請できる額に別途上限がございます。(下表参照)

1 施設の補助上限額：

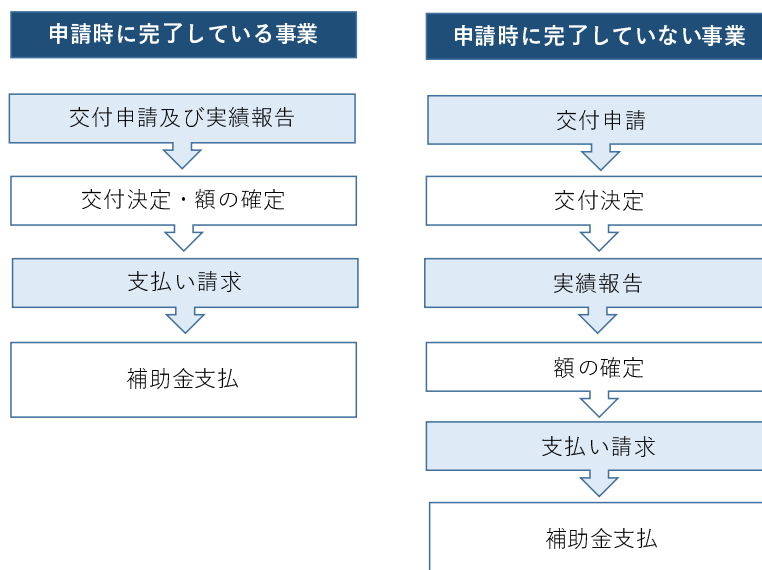
施設の規模により異なります。詳細は下表のとおりです。

施設規模	補助上限額 (1施設あたり)	
		うち2分の1補助の上限額
1～5室	750,000円	500,000円
6～29室	1,500,000円	1,000,000円
30～49室	4,500,000円	3,000,000円
50室～	7,500,000円	5,000,000円

※補助金は予算の範囲内での交付になります。

※なお、交付額は千円単位とし、端数は切り捨てます。

8. 申請の流れ



9. 交付申請書の提出

(1) 必要書類

補助を受けようとする事業の進捗度により、申請に必要な書類が異なります。

ア 申請時点で完了している事業				
(ア) 全ての事業者必須				
①奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設支援補助金交付申請書兼実績報告書	第1号様式（第5条関係）、押印必須			
②事業計画（報告）書	第1号様式の2-1～3（第5条関係）			
③支払いの事実が確認できる書類	区分 a 及び b の書類が必要です。原則宛名が申請者となっているもので、支払額、支払日、支払い目的、取引の相手方（工事・委託の場合は着工日と完了日記載）が明記されているものに限り、また、対象経費となる性能であることがわかる記載又はカタログ等の添付が必要です。			
	<table border="1"> <tr> <td>区分 a</td> <td> a1. 請求書 a2. 取引確認メール a3. 取引画面 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し </td> </tr> <tr> <td>区分 b</td> <td> b1. 領収書 b2. 銀行振込明細書 b3. クレジットカード利用明細書 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し </td> </tr> </table>	区分 a	a1. 請求書 a2. 取引確認メール a3. 取引画面 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し	区分 b
区分 a	a1. 請求書 a2. 取引確認メール a3. 取引画面 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し			
区分 b	b1. 領収書 b2. 銀行振込明細書 b3. クレジットカード利用明細書 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し			

④旅館業法営業許可証の写し	
⑤館内案内図	もしくはこれに準ずる客室数を確認できる書類
⑥誓約書	押印必須
⑦口座振替申出書	奈良県指定様式
⑧通帳の写し	表紙及び表紙を開けた1ページ目（口座名義人、口座番号が分かるページ）
(イ) 該当がある場合のみ	
⑨他の補助金や助成金を受けるための書類	a. 交付申請書及び添付書類、b. 交付決定通知書の写し
イ 申請時点で完了していない事業	
(ア) 全ての事業者必須	
①奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設支援補助金交付申請書兼実績報告書	第1号様式（第5条関係）、押印必須
②事業計画（報告）書	第1号の2-1～3様式（第5条関係）
③経費の算出根拠	見積書（対象経費となる性能であることがわかる記載又はカタログ等）の写し
④旅館業法営業許可証の写し	
⑤館内案内図	もしくはこれに準ずる客室数を確認できる書類
⑥誓約書	押印必須
⑦口座振替申出書	奈良県指定様式
⑧通帳の写し	表紙及び表紙を開けた1ページ目（口座名義人、口座番号が分かるページ）
(イ) 該当がある場合のみ	
⑨他の補助金や助成金を受けるための書類	a. 交付申請書及び添付書類 b. 交付決定通知書 上記の写し ※b. 交付決定通知書の発行が申請に間に合わない場合は、a. 交付申請書及び添付書類のみで報告し、後日提出してください。

(2) 提出方法等

①提出方法 郵便により提出してください。

提出書類の封筒裏面には、下記のフォーマットを貼り付け、同封されている書類の□にチェックを入れてください。

フォーマットは奈良県ホームページ上にご覧いただけます。

奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設

認証制度

支援補助金

申請書類在中

②提出先 奈良県コロナ対策認証制度事務局

〒630-8799 奈良市大宮町5-3-3 奈良中央郵便局留

(3) 交付申請期限

令和3年11月30日(火)当日消印有効

※注意事項

- ・提出期限は厳守でお願いします。期限を過ぎますと受付できません。
- ・書類は、**書留又は簡易書留でお送りください。**
- ・FAXやメール、持ち込みによる提出は受付できません。
- ・特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・審査は受付期間内に提出された書類により行います。
記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合、申請を受理できない場合があります。提出前に申請者ご自身でよく確認してください。
- ・使用される印鑑は、手続きの全行程同一のものとしてください。
異なった印鑑を使用された場合、申請を受理できない場合がありますので、ご注意ください。
- ・**提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。**
適宜コピーを残すなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・申請書類作成、送付等に係る費用は申請者の自己負担となります。

(4) 問い合わせ先

奈良県コロナ対策認証制度事務局

TEL 0570-087-567

H P <http://www.pref.nara.jp/58360.htm>

10. 交付決定

交付申請後、随時交付を決定し、通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。

※使用経費が当初の予定に満たない場合は、交付決定額から減額となります。

11. 事業の変更または中止

事業計画を変更（軽微な変更を除く。）し、または中止若しくは廃止する場合は、以下の書類により、あらかじめ知事の承認を受けてください。

なお、軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセント以下の増減とします。

①事業計画の変更：

奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設支援補助金変更承認申請書
(第2号様式(第8条関係))

②事業の中止若しくは廃止:

奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設支援補助金事業中止(廃止)申請書(第3号様式(第8条関係))

12. 実績報告

事業完了後速やかに提出してください。(事業完了後30日以内又は交付決定前に事業が完了している場合は交付申請と同時に)

必要書類	
(ア) 全ての事業者必須	
①奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等宿泊施設支援補助金交付申請書兼実績報告書	様式第1号(第5条、第11条関係)、押印必須
②事業計画(報告)書	様式第1号の2-1~3(第5条、第11条関係)
③支払いの事実が確認できる書類	区分a及びbの書類が必要です。原則宛名が申請者となっているもので、支払額、支払日、支払い目的、取引の相手方(工事・委託の場合は着工日と完了日記載)が明記されているものに限り、また、対象経費となる性能であることがわかる記載又はカタログ等の添付が必要です。
	区分a a1. 請求書 a2. 取引確認メール a3. 取引画面 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し
	区分b b1. 領収書 b2. 銀行振込明細書 b3. クレジットカード利用明細書 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し
(イ) 該当がある場合のみ	
④他の補助金や助成金を受けるための書類	a. 交付申請書及び添付書類 b. 交付決定通知書 上記の写し

※各種様式は奈良県ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/58360.htm>)からダウンロードできます。

13. 補助金の額の確定及び交付

実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。

当該確定通知を受けられたら、奈良県新型コロナウイルス感染防止対策等支援補助金交付請求書（第4号様式（第13条関係））を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

14. 取得の処分制限について

補助対象経費により取得した財産又は効用の増加した財産については、5年間の処分制限期間が設けられます。

「財産」とは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具のことを言います。